

ヘルパーステーション サンホーム

訪問型サービス A (緩和した基準によるサービス) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人太陽福祉会が開設するヘルパーステーションサンホーム（以下「事業所」という。）が行なう訪問型サービス A (緩和した基準によるサービス) の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問型サービス A 行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供することを目的とする。

(訪問型サービス A の運営の方針)

第2条 利用者の心身機能の改善、環境調整を通じて、自立を支援し、生活の向上に資するサービス提供を行い、意欲を高めるような適切な働きがけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 訪問型サービス A を実施するに当たり、利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて、個々のサービス目標、内容、実施期間を定めた訪問型サービス A 計画書を作成するものとし、訪問型サービス A 計画を作成した場合は、当該計画の実施状況の把握及びその結果を指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）へ報告することとする。

3 訪問型サービス A の実施に当たっては、利用者の心身の機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性、柔軟性を考慮した上で、要支援者等ができるることは要支援者等が行うことなどを基本としたサービス提供に努める。

4 前項のほか指定を行った市町村が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 事業所の名称 ヘルパーステーション サンホーム

(2) 事業所の所在地 新潟県三条市曲渕3丁目3番7号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者は1人とし、事業所における従業者等の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行なうとともに、訪問型サービス A の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 訪問事業責任者は1人以上とし、訪問型サービス A の利用申し込みに係る調整、従事者に対する技術指導、訪問型サービス A 計画の作成等を行う。
- (3) 従事者は、訪問型サービス A の提供を行うものとして、介護福祉士及び介護職員初任者研修課程修了者等又は市町村が認める研修の終了者等とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

(1) 営業日 お盆（8月13日から8月15日まで）及び年末年始（12月31日から1月3日）を除く日とする。ただし、利用者の希望に応じてはサービスの提供が可能な体制をとるものとする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前7時00分から午後8時00分までとする。

(訪問型サービスAの内容)

第6条 訪問型サービスAの内容は、料理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣服の整理などの生活援助とする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料は、指定を行った市町村において定めた基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の事業の実施地域は三条市とする。

(事業提供に当たっての留意事項)

第9条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 訪問型サービスAの提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認する。

3 訪問型サービスAの提供を行う従事者等は、当該サービスの提供において常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示する。

(緊急時の対応等)

第10条 従事者等は訪問型サービスAの提供中に利用者の体調や容態の急変、他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び管理者に連絡する。

2 報告を受けた管理者は、従事者等と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに関係機関等に報告をしなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 訪問介護員に対し、虐待を防止するための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、地域包括支援センター又は介護支援専門員及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第13条 事業者は、提供した訪問型サービスAに対する利用者又はその家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(秘密保持)

第14条 従事者等は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、従事者等の離職後もその効力を有する旨を個人情報保護法に関する誓約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(非常災害対策)

第15条 事業者は、非常災害においては利用者の安全第一を優先し、情報伝達等や迅速且つ適切な対応を行うこととする。また、非常災害時の各関係機関等への通報及び連携体制を整備することとする。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、従事者等に対し定期的に対応の周知徹底を図ることとする。

(従業者の研修)

第16条 事業所は全ての従事者等に対し、個別の従事者等に係る研修計画を策定し当該計画に従い研修（外部における研修を含む。）を実施する。

なお、研修計画は次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内に実施
- (2) 繼続研修 年2回以上実施

(記録の整備)

第17条 事業所は、利用者に対する訪問型サービスAの提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問型サービスA計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(その他運営にあたっての重要事項)

第18条 事業所は、従事者等の清潔保持及び健康状態について管理を行う。また、必要な設備・備品等について衛生的な管理を行なうこととする。

2 事業所は、すべての従事者等に対し健康診断等を定期的に実施する。

3 事業所は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する暴力団を利することとならないようにする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から実施する。

この規程は、令和6年4月1日から実施する。（虐待防止の項目を追加）